

障害者差別解消法が 始まっています

障がい者への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指し、平成28年4月から「障害者差別解消法」が始まりました。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

▶「不当な差別的取扱い」って？

正当な理由なく、障がいがあるということで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりすることをいいます。

例えば…



障がいがあるという理由で、アパートが借りれない



車いすだからという理由で、お店に入れない

▶「合理的配慮をしないこと」って？

障がいのある人から、筆談や読み上げなど、何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を行うことを「合理的配慮」といいます。この合理的配慮を障がいのある人に対して行わないことも、差別となります。

▶法律の範囲

	行政機関 (役場など)	民間事業者 (お店や会社)
不当な差別的 取扱い	禁止 (差別的取扱いをしてはいけません)	禁止 (差別的取扱いをしてはいけません)
合理的配慮を しないこと	法的義務 (配慮を行わなければならない)	努力義務 (配慮を行うよう努めなければならない)

この法律は、上の行政機関や民間事業者が対象ですが、障がいのある人もない人も共に、よりよく生活していくためには、一人一人が普段から心掛けていくことが大切です。この機会に、みんなで普段の生活を振り返ってみましょう。

ヘルプカードを 配布しています

ヘルプカードは、障がいのある人などが、困っていることや手助けがほしいことを周囲の人に伝え、障がい特性に応じた支援を受けやすくするカードです。福祉課の窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできますので、活用してください。 ☎福祉課障がい福祉係 ☎985-4112



障がい者本人の意思を尊重し、配慮と工夫をして作成しましょう。



活用例

パニック、発作 急な体調不良

周囲の人がカードの情報を基に、適切な対応・配慮や緊急連絡先に連絡

道に迷ったとき

周囲の人がカードの情報を基に、道案内や支援機関へつなぐ

災害時の避難

安全に避難できるように配慮や協力を依頼

カードを見ることで…

ヘルプカードにより、障がいのある人が困っていることや、周囲の人がどう対応したらよいか分かるので、スムーズな支援ができ、誤解や無理解によって生じるトラブルを減らすことができます。

犬・猫の不妊や去勢手術を助成します

飼い犬・猫の不妊去勢手術の費用を助成します。

▼補助対象

- ①平成28年4月1日～29年3月31日までに手術をしていること
- ②飼い主は、町内在住で、動物取扱業を行っていないこと
- ③犬は、登録し、28年度の狂犬病予防注射済票を交付されているか、28年度中に予防接種を受けていること
- ④町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

- ▼補助金額 2300円
- ▼申請方法 手術終了後、補助金交付申請書、補助金請求書、税情報等開示同意書を提出してください。※申請書などは町民課窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。
- ▼手術費の助成方法 提出書類を確認し、助成を決定した場合に、指定口座に補助金を振り込みます。
- ▼受付期間 29年3月31日まで
- ▼申請先・問い合わせ 町民課生活環境係

☎985-4117

農家の皆さんへ
周りに配慮した田畑の野焼きを

- ・田畑の稲わら、麦わらなどの野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で焼却禁止の例外となっています。焼却を行うときは次の点に配慮して行いましょう。
- ▼周りにへの配慮
 - ・近所の人に声を掛けてから焼却を行うようにする。
 - ・風が強い日や空気が乾燥している日は中止する。

- ・風向きを十分に考慮して行う。
- ▼焼却中の注意事項
 - ・焼却中は、水バケツなどを用意し、そばを離れないようにする。
 - ・焼却後は、火が消えたことを必ず確認する。

- 問 産業課農業振興係
- 松前消防署

☎985-4119
☎984-3404

まさき農園利用者募集

野菜、花などの栽培を通じて自然と触れ合い、農業に理解を深めてもらうため、まさき農園を開設しています。

▼利用期間

契約日～平成29年3月31日まで（以後1年ごと更新）

▼利用資格

町内在住の人（1世帯1区画）

▼利用方法

できるだけ農薬、化学肥料を使わない栽培方法（有機栽培）とし、果樹などの永年作物の栽培は不可とします。

▼賃借料

年間5千円
※貸付期間の途中から利用の場合、月割となります。

- ▼場所 伊予鉄道古泉駅東
- ▼募集区画数 1区画（30㎡）
- ※応募多数の場合は抽選。



▼申し込み方法

産業課にある「まさき農園利用申込書」に記入、押印（シヤチハタ不可）して提出してください。

▼締め切り

5月31日（火）

▼申込先

産業課農業振興係

☎985-4119

第47回

郷土を美しくする清掃を行います

本年度も、町内の公共の場所にあるごみや雑草などを取り除く「郷土を美しくする清掃」を行います。

▼日時

6月4日（土） 9時～
※雨天時は、6月18日（土）に延期します。

▼場所

塩屋海岸、北黒田・新立

海岸、松前港内港、行政区の指定場所など

問 町民課

ごみ対策係

☎985-4117

公共施設に関する
アンケート調査の結果を公表します

昨年10月から11月にかけて行った「公共施設に関するアンケート調査」の結果を公表しています。このアンケートは、公共施設の必要性やあり方を検討し、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化など総合的な管理について、基本的な考え方を定める「松前町公共施設等総合管理計画」の策定に当たり、参考とするために行ったものです。アンケートにご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

▶結果の見方

町ホームページで公表しています。インターネットを使用していない人は、役場3階の財政課窓口で冊子（無料）を配布しています。



▶調査結果の要約（一部抜粋）

- ・公共施設の更新問題が社会問題化していることを半数以上が知らず、関心度は低い。
- ・規模縮小への取り組みの必要性について、8割以上が賛成。
- ・今後の公共施設の建替えや維持管理の考え方については「現在ある施設に優先順位をつけ、必要なものだけを建て替え維持し、老朽化したもの、必要のないものは減らす」が最も高く、施設の縮減に約9割が肯定的な意見。
- ・建替えや維持管理への財源が不足した場合の対応は、「公共施設を統廃合し、財政状況に見合った規模にする」が約7割で最も多く、統廃合などでの規模縮減に肯定的な意見が多い。

学生納付特例制度について

学生納付特例制度は、20歳になって国民年金に加入したものの、所得が少なく保険料の納付が難しい学生が、申請を行うことで納付期間が猶予される制度です。

ただし、承認された期間は、将来受け取る老齢年金額の対象期間に含まれないため、受給額が減額されます。減額分は、追納制度を利用して、満額に戻すことが可能です。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※この制度で「学生」は、大学（院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、一部の海外大学の日本分校に在学する人で、夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

▼審査の方法

一般の免除申請と違い本人の所得のみで審査します。

▼手続きについて

年金手帳、学生証（有効期限記載）か在学証明書、印鑑（シヤチハタ不可）、離職票（前年の所得があった人を持つて、町民課か松山西年金事務所まで申請してください）。

▼手続きの簡素化 前年度に学生納付特例制度の承認を受け、ハガキ様式の申請書が届いた人は、必要事項を記入してポストに投函すると、学生証や在学証明書を添付せず継続のための申請ができます。

問 町民課住民係

☎985-4106
☎925-5175

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の支給

低所得者の高齢者を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

申請書は5月末ころ、支給対象と見込まれる人に郵送する予定です。

▼対象 平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、28年度中に満

65歳以上となる人

▼支給額 支給対象者1人につき3万円

問 福祉課障がい福祉係（申請方法）

☎985-4112
厚生労働省専用ダイヤル（制度）
☎0570-037-192

障がいのある人の 自動車税・軽自動車税を減免します

自動車税または軽自動車税を（1台に限り）減免します。

▼対象 障がい者本人が所有する自動車（18歳未満または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている人は、その人と生計を一にする家族の所有車も含む）を次のいずれかの人が運転する場合

- ① 障がい者本人
- ② 障がい者と生計を一にする家族
- ③ 障がい者だけの世帯の障がい者を常時介護する人

▼減免の対象となる障がいの範囲
左表のとおり

▼申請に必要なもの
【自動車税・軽自動車税共通】
①各種手帳②運転免許証（運転者のもの）③納税通知書（軽自のみ）④印鑑（シャチハタ不可）⑤納税義務者

◎身体障がい者手帳の区分

障がいの区分	本人が運転	生計同一者、常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能、言語障がい又はしゃく機能の障がい	3級 (喉頭摘出だけ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい	1級・3級	
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸の機能障がい		
小腸の機能障がい	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		
肝臓機能障がい		

◎療育手帳の区分 A 判定

◎精神障がい者保健福祉手帳の区分 1級

平成28年 経済センサス―活動調査を行います

6月1日、全国全ての事業所と企業が対象の「経済センサス―活動調査」が行われます。

この調査は、事業内容、売上・費用、設備投資など企業の経済活動を調査します。結果は、政策決定や経営計画の参考資料として、私たちの生活をよりよくするため活用します。

5月下旬から、調査員証を持った調査員が調査票の記入のお願いに各事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。

調査の内容は、統計上の目的以外に使用することはありません。

◎財政課統計電算係
☎985-4101



防災担当理事を 配置しました

松前の 防災力

総務課危機管理係
☎985-4103

平成28年4月から、南海トラフ巨大地震をはじめ、ゲリラ豪雨など災害へ備えるため、防災担当理事を配置しました。

▶理事を配置した背景 24年4月に防災担当副町長を、27年4月からは担当分野を分けた副町長2人制を導入してきましたが、これらを引き継ぎ、防災対策に継続して力を入れるため。



▶紹介 高橋昌志 防災担当理事

「今まで行ってきた防災に関する取り組みについて、対策したものと未実施の課題などに整理を行っていき、いざというときに役立てていきたいと思います」

人権擁護委員を知っていますか

人権擁護委員は、地域住民の皆さんの人権が侵害されないように注意を払い、もし侵害されたときには相談を受け、被害者を救済するために活動しています。

その他、街頭での啓発、講演会や座談会などを通して、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動も行っています。

《松前町の人権擁護委員》



田中安男さん
＝大溝＝

武智和孝さん
＝西古泉＝

大西克彦さん
＝西高柳＝



水本諭さん
＝新立＝



松田雅子さん
＝鶴吉＝



平井章能さん
＝昌農内＝

◎相談窓口を特設します

6月1日は「人権擁護委員の日」です。その日に合わせ、相談窓口をそれぞれ開設します（相談無料、秘密厳守）。

《特設人権相談所》

日時 6月1日（水） 10時～17時

場所 文化センター 2階第2研修室

相談担当者 町人権擁護委員

電話番号 ☎985-1313

《電話相談》

日時 6月1日（水） 9時～21時

相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

電話番号 ☎0120-459-737（フリーダイヤル）

◎社会教育課人権教育係 ☎985-4136

《人権に関する相談窓口》

家庭内の問題、体罰やいじめなどの人権問題でお困りの人は、人権擁護委員か松山地方法務局（☎932-0888）まで相談してください。

「守ろう人権 なくそう差別」 2016 明るい人権の町づくり大会

- ◎日時 5月14日⑤13時～（受け付け12時30分～）
- ◎会場 文化センター 広域学習ホール
- ◎内容 開会行事（13時～）
伊予万歳 大間ありあけ会の皆さん
記念講演（13時50分～）
講師 新潟産業大学経済学部 准教授 蓮池 薫さん
演題 「夢と絆」
※手話と要約筆記がつかます。
閉会行事（15時20分～）
- ◎参加費 無料
※ 無料託児あります。希望者は事前に社会教育課へ。
- ◎社会教育課人権教育係 ☎985-4136

◎講師紹介

蓮池 薫 さん

新潟県生まれ。昭和53年、中央大学在学中に拉致され、24年間北朝鮮で生活。

帰国後、市役所勤務を経て、中央大学に復学。卒業後は、新潟大学大学院に進学し、現在は新潟産業大学の准教授として、韓国語や韓国文化を教えているほか、韓国語本の翻訳を行っている。著書に『夢うばわれても 拉致と人生』『半島へ、ふたたび』などがある。



高齢者のための 在宅生活支援サービス

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、必要な支援を行っています。サービスを利用するときは、その必要性を各事例ごとに地域ケア会議で協議します。利用者負担金は、サービスによって異なります。

介護予防生活 支援サービス

① 配食サービス

調理が困難な独居高齢者などに、昼食を各家庭まで届けるほか、本人の安否確認を行います。

② 生活支援ヘルパー派遣

生活支援ヘルパーを派遣し、高齢者の日常生活、家事などを支援します。

③ 生きがいデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者に福祉センターなどで、日常動作訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。

④ 自立ショートステイ

介護保険サービスを受けていない要援護高齢者に、一時的に特別養護老人ホームなどで宿泊してもらい、生活を援助します。

⑤ 日常生活用具給付

心身機能の低下により、日常生活に不安のある独居高齢者などに、電磁調理器、火災警報器などの生活用具を給付します。

⑥ 緊急通報体制整備

独居高齢者などの安否確認や相談のほか、急病などの緊急時に備え、緊急通報装置を貸与します。

⑦ 老人福祉電話貸与

緊急通報装置の設置において、電話機の設置が難しい高齢者の場合に、電話機を貸与して連絡手段を確保します。

家族介護 支援サービス

① 家族介護用品の支給

要介護度4・5程度の高齢者を介護していて、町民税非課税の家族に介護用品（オムツなど）を現物支給します。

② 在宅寝たきり老人等介護手当支給

寝たきりや重度の認知症の高齢者を自宅で介護していて、町民税非課税の家族に対し、介護手当を支給します。

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の在宅介護に関する総合的な相談を受け付け、必要なサービスを受けるための連絡や調整などを行っています。

また、地域の最寄りの相談窓口として、在宅介護支援センターを設置しています。お気軽にご利用ください。

☎ 松前町地域包括支援センター 松前町在宅介護支援センター

みどり（筒井 710-1）

鶴寿荘（鶴吉 635-1）

菜の花（神崎 578-1）

エンゼル（北川原 33-1）

のどか（北黒田 173-1）

☎ 985-4205

☎ 985-2121

☎ 985-0405

☎ 984-7366

☎ 984-6407

☎ 961-6353